

事務連絡
令和2年8月20日

横浜市内 介護保険施設・事業所
運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長
高齢施設課長

介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症への感染対策の実施について

新型コロナウイルス感染症については、現在、全国的に感染者数が増加傾向にあり、高齢者・福祉施設内感染等では、集団感染や死亡例が発生していることから、介護サービス事業所においては、集団感染防止及び重症化防止のため、より一層の感染対策を行う必要があります。

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る情報を改めてご確認いただくとともに、感染対策に万全を期すようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス関連情報の確認について

横浜市では、国からの介護保険最新情報をはじめ、新型コロナウイルス関連情報を随時メールで配信していますが、本市ホームページ等にも掲載していますので、再度お知らせいたします。常に最新の情報をご確認いただき、施設・事業所において感染が確認された場合に備え、あらかじめ必要な対応を想定し準備を行っていただくとともに、感染が確認された場合は、保健所の指示に従い速やかに感染拡大防止のための行動をお願いいたします。

(1) 厚生労働省ホームページ

「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

※国の事務連絡が項目別に記載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

ア 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」

（介護保険最新情報 Vol. 808）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

イ サービスの実際に沿った感染対策のポイントをまとめた動画（2.感染拡大防止に関する事項）

[動画掲載場所] https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWl0HZGHxCc

[動画掲載場所]から、以下の動画(ア)～(ウ)を職員全員が視聴し、サービス提供時に留意すべき感染防止策をご確認ください。

(ア) 動画 「介護老人福祉施設（特養）のためそうだったのか！感染対策」（その2）・

「送迎の時のそうだったのか！感染対策」

(イ) 動画 「介護老人福祉施設（特養）のためそうだったのか！感染対策」

(ウ) 動画 「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」

(2) 横浜市ホームページ

「介護事業者向け新型コロナウイルス関連情報」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html>

ア「新型コロナウイルス対応状況チェックリスト（改訂版）」

※本リストを活用いただくことで、施設・事業所における感染拡大防止の対応状況が確認できます。
（前半：感染拡大防止のための留意点、後半：感染が疑われる方が発生した場合の対応）

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html#checklist](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo-kaigo-corona.html#checklist)

イ「利用者・職員の感染・疑い発生時における事業所の対応について」

※サービス種類別に感染発生時のフェーズごとの具体例を示しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html#jimutsuuchi>

2 新型コロナウイルス感染症に係る報告の徹底について

以前よりお願いしているところですが、職員や利用者等で「感染が確認された者」又は「感染が疑われる者」が発生した場合は、速やかに介護事業指導課・高齢施設課へ報告をお願いいたします。報告が遅れるとその後の感染拡大防止の対応にも大きな影響が生じるおそれがあります。

職員や利用者等で感染が確認された場合（又は感染が疑われる者が発生した場合）
メールで状況等をご報告ください。

【連絡先】kf-corona@city.yokohama.jp（件名に【コロナ】と表示してください）

【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る報告の徹底について（令和2年5月11日付本市事務連絡）

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.files/0110_20200511.pdf

【お知らせ】介護サービス継続支援事業

職員または利用者に感染者が発生した場合や濃厚接触者に対応した場合等に、一定額の助成を受けることができます。詳細は、本市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/servicekeizokushien.html>

3 メール配信システム（介護情報サービスかながわ）への登録について

【※通所・訪問・居住系サービスで未登録の事業所は必ずお読みください。】

横浜市では、介護保険指定事業者に必要な情報を提供する際に、「介護情報サービスかながわ」のメール配信システムを使用しています。新型コロナウイルス感染症に関する通知及び調査についても、このメール配信システムにより行っています。

令和2年3月、4月及び7月に当該メール配信システムへの未登録の事業所に対し、文書で連絡を行っていますが、未だ登録を行っていない事業所があります。新型コロナウイルス関連情報をはじめ、重要なお知らせが届いていない状況となっていますので、別紙「メール配信サービスの登録方法について」を御確認いただき早急に登録を行ってください。

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課
TEL:045-671-3413（居宅サービス）
TEL:045-671-3466（地域密着型サービス）

担当：横浜市健康福祉局高齢施設課
TEL:045-671-3923・4117
（施設系サービス・居住系サービス）

メール配信サービスの登録方法について

①「介護情報サービスかながわ」の事業所ページにログインし、「事業者管理メニュー」を表示します
<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo/w15/wpLogin.aspx>

Q. 介護情報サービスかながわのログインID・パスワードがわからない。

A. 事業所番号ごとにID・パスワードが付与されており、新規指定時に書面で通知しています。
ID・パスワードが分からない場合は、介護情報サービスかながわの**事業者ログイン画面**にある「ID・パスワードをお忘れの方はこちら」をご覧ください、再発行の手続きを行ってください。

②事業者管理メニュー内の「メールアドレス登録」をクリックすると以下の画面が表示されます

事業所番号ごとに、
メールアドレス1つ登録可能。

③それぞれメールアドレスを入力し、「仮登録」をクリックします（登録箇所は2か所あります）

- **A** お知らせ配信用メールアドレス情報（**新型コロナウイルス関連**の情報はこちら）
県や市町村やかながわ福祉サービス振興会からのお知らせが届きます。
※全サービスが対象です。
- **B** 災害時被害状況調査用メールアドレス情報
大規模災害が発生した際に、被害状況の調査メールが届きます。緊急時に確実に受信できるメールアドレス（管理者のかたの携帯電話のアドレスなど）を入力してください。
※登録の対象のサービスのみ入力欄が表示されます。

「B 災害時被害状況調査用メールアドレス情報」の対象サービス一覧
短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

④仮登録確認のメッセージが表示されますので「OK」をクリックしてください

～この段階ではまだ「仮登録」です！！～

⑤登録メールアドレス宛てに、kaigoinfo@rakuraku.or.jp から次の件名で、それぞれ確認メールが送信されます。それぞれ「メール本文中の確認用URL」をクリックすると登録が完了します。

- A お知らせ配信用メールアドレス情報：「お知らせ配信用メールアドレス登録確認」
- B 災害時被害状況調査用メールアドレス情報：「災害時被害状況調査用メールアドレス登録確認」

Q. 法人内に複数事業所があるので、1事業所分だけを登録し法人本部等でメール受信するようにしているがよいか。

A. **事業所番号ごとにメールアドレスを登録していただく必要があります。**本市からのメール配信はサービス別に行う場合もあるため、登録されていない事業所（サービス）へのメールが配信されず、当該事業所の運営に支障が生じる場合があります。

重要